

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年7月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
1	<p>子育て支援センター改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々な支援センターを利用しているが、香良洲子育て支援センターはいつも利用者よりも保育士の方が多い。保育園では保育士不足がいられている中、保育士が手持ち無沙汰で仕事することがないセンターは税金の無駄使いではないかと思う。 ・利用する人がいないのならば、子育て支援でなく他の事にセンターを活用すべきだと思う。 ・津市内には第2子出産時や用事がある時に預けられる園が少なすぎる。 <p>誰でも保育のような月に決められた時間の預かりでなく、はなこま保育園がやっているようないつでもいける預かりの保育園をもっとたくさんつくって欲しい。</p>	<p>【子育て支援センターの運営について】</p> <p>子育て支援センターは、地域で子育てを行うご家庭の不安や負担を軽減し、親子の交流や相談の場を提供することを目的として運営しています。</p> <p>香良洲子育て支援センターの利用状況について、ご指摘のとおり利用者が少ない時間帯があることは市としても把握しています。一方で、利用者の方からは「静かな環境でゆっくりと子育ての相談ができる」「子どもを安心して遊ばせることができる」といったお声もいただいています。子育て支援という事業の性質上、利用者数の多さだけではなく、一人ひとりの利用者に寄り添ったきめ細やかな支援を行うことも重要な役割であると認識しています。</p> <p>また、職員の配置人数につきましては、国の基準に基づいて運営を行っており、香良洲子育て支援センターにおきましても、事業を安全かつ適切に実施するため、基準を満たす最小の人数で運営を行っている状況です。</p> <p>しかしながら、より多くの子育て世代の皆様施設をご活用いただけるよう、利用促進に向けた努力を続けていく必要があると深く受け止めています。</p> <p>今後は、これまで未就園児に限っていた利用対象枠を未就学児まで拡大することや、週末を中心に家族そろって参加できるイベントをより充実させるなど、より魅力的な施設づくりと利用者数の増に向けた取り組みを積極的に進めていきます。こども家庭センター(059-229-3120)</p> <p>【こども誰でも通園制度について】</p> <p>こども誰でも通園制度は、0歳6ヶ月から満3歳未満の保育所・認定こども園等に通っていないお子様を対象に、国で定められた一月あたり10時間という枠の中で、就労要件などに関わらず保育所等を利用することができる新たな制度であり、本市では保育所等の定員外で預かる一般型を3園、空き定員を使う余裕活用型を3園で実施しています。</p> <p>一時預かり事業(一般型)は、市内5か所で実施し、仕事や出産、病気、あるいは保護者の育児疲れの解消等、様々な理由により利用されています。</p> <p>今後もこども誰でも通園制度や一時預かり事業などの拡充に努め、こども子育て支援のための更なるサービス向上に取り組んでいきます。保育こども園課(059-229-3167)</p>

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年7月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
2	<p>幼児教育・保育の無償化について 3歳からの利用者負担額(保育料)の無償化についてです。私の子どもは津市の認定こども園に通っています。3歳から保育料が無償になるにあたり、園からの請求は、保育料についてはもちろんゼロになりましたが、他経費としての請求の項目が増え、結果的に以前と同額程度の請求が来ます。保育料がゼロになっても他経費で請求されますので、実質的に保護者負担は何も変わりません。このことについて、民間の経営する園からの請求は、市役所の範疇ではないのかも知れませんが、市として調査や指導助言を行えますか??</p>	<p>【幼児教育・保育の無償化について】 幼児教育・保育の無償化は、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが利用する教育・保育施設の利用者負担額(保育料)が無償化の対象ですが、認可保育所や認定こども園等の利用にあたっては保護者の方へ丁寧に説明を行い同意を得た上で、実費として徴収するもの(給食費、行事参加費、制服代、絵本代等)や特別負担額(入園料、施設設備費、特別活動費等)について、保護者から負担を求めることができると法令で規定されています。また、認定こども園においては、質の高い教育や手厚いサービスを行うために園の判断で特別負担額を保護者から追加して徴収できることとなっています。これらの費用等については、入園時の説明会や重要事項説明書などを通じて保護者に説明し、また同意を得た上でご負担いただくこととされています。</p> <p>しかしながら、市民の方からこのような意見があったことについては、民間事業者と情報共有させていただき、保護者に求める費用負担について、改めて丁寧に説明を行うよう促していきます。保育こども園課(059-229-3167)</p> <p>【参考】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第3項(特定負担)、第4項(実費徴収)</p>

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年7月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
3	<p>三重大付属幼稚園から信号までのS字の箇所、フェンスに草が茂ったりしているので、見通しが悪く危険です。三重県の土地を三重大学が借りていると聞きました。</p> <p>昨年度も、同じ苦情があったと聞いています。</p> <p>ここで事故が起きると歩いている附属幼稚園の子ども、自転車、自動車に通っている三重大関係者に被害に及ぶ可能性も高いと思いますが、三重大や交通安全関係者は何を考えておられるのでしょうか？</p> <p>事故は起きないと思っているのでしょうか？</p> <p>事故が起きても構わないと思っているのでしょうか？</p> <p>昨年度の苦情は忘れ果てて、学習しないのでしょうか？</p> <p>関係者の考え方を知りたいです。</p> <p>死傷者が出てからしか考えないですか？</p>	<p>【三重大大学附属幼稚園近くの土地の除草について】</p> <p>該当の土地の管理者は三重大大学であるため、該当の土地の除草等については三重大大学財務企画チーム資産マネジメント担当(059-231-9024)にお問い合わせください。このようなご意見があったことをこども政策課から担当の方にお伝えしています。8月に入り現状を確認したところ、除草が実施されていました。また、8月末には、刈り込みをした上で、9月12日に除草剤の散布を行ったと三重大大学担当者より報告がありました。こども政策課(059-229-3390)</p> <p>【見通しの悪い道路の交通安全について】</p> <p>道路交通法では、信号機等で交通整理が行われている場合や優先道路を通行している場合を除いて、見通しの悪い交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見通しがきかない部分を通行しようとするときは、車両等の運転者は徐行することとなっています。また津市の幼児児童、生徒に向け、津市では交通安全教育プロバイダによる園児、小学校児童、中学校生徒等に対する交通安全教室を開催しているほか、警察、三重県、民間団体等と協力して、各季の交通安全運動におけるイベント等において広報啓発を実施しています。また、警察におきましては、自動車運転者に対する交通安全講習や、必要な場合に依りて最高速度規制や一時停止などの交通規制を実施していただいています。</p> <p>また、見通しの悪い交差点等について、交通規制に関する交通安全対策の要望を地域合意を形成した上で自治会長等から提出いただいた場合には、津市から要望箇所を所管する津警察署又は津南警察署に対し検討を依頼しています。市民交流課(059-229-3142)</p>

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年7月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
4	<p>若い人の居場所がないので、津駅の近くなど、集まりやすい場所に勉強できる場所やあそべる場所をつくってほしいです</p>	<p>【若者の居場所づくりについて】 現在、ご要望にある津駅の周辺などには、中高生など若い方向けの専用施設は設けられていない状況です。一方で、市内には18歳未満の児童が無料で利用でき、遊びや勉強の場としてご活用いただける施設があります。 例えば、「津市まん中こども館」をはじめとする市内6か所の児童館は、図書室や遊戯室などを備えており、中高生の皆さんの居場所としてもご利用いただけます。また、「たるみ子育て交流館」は、自習室で勉強することができ、中高生の自主学習や交流の場としてご活用いただける施設となっています。 市としまして、中高生をはじめとする若い世代の皆様が放課後や休日に安心して過ごせる居場所づくりは大変重要なことと考えており、今回いただいた「津駅周辺など、集まりやすい場所に勉強できる場所やあそべる場所がほしい」というご意見についても今後の居場所づくりのあり方を考えていくうえでの参考として、しっかりと検討していきます。こども家庭センター(059-229-3120)</p> <p>【津駅周辺の整備の取組について】 津駅周辺エリアについては、令和2年5月の道路法改正を契機として、国・県・市三者の連携により、半世紀ぶりにその姿を変えるプロジェクトがスタートしています。令和7年7月には、取組の加速化を図るべく、津駅周辺地区の目指す将来像を示す「津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)」を策定。この中で、「多様な人々が集い、都市拠点の魅力が向上する官民連携によるにぎわい・滞留空間の創出」、「駅を拠点に、自然に人が集まる駅とまちなかの回遊性の向上」といった目標を掲げています。 現在、西口駅前広場の利便性と安全性向上を目的とした再整備に取り組んでいるほか、駅東西を結ぶ自由通路について、その規模や取り付け位置などの検討を進めているところですが、東口における交通ターミナル整備、いわゆるバスタプロジェクト調査に合わせてその上部空間への官民連携による複合建築物整備の可能性も調査しています。 いただいた「勉強できる場所」「遊べる場所」「集まりやすい場所」が欲しいというご意見は、まさにこれから進めていく津駅周辺の空間づくりや、交通ターミナル上部空間をはじめとする民間活用を検討する上において、非常に大切な視点であり、駅周辺にどのような機能や空間が求められているのか、関係部局ともしっかりと共有を図りながら、津駅周辺が賑わいある県都にふさわしい津市の玄関口となるよう、取り組みを進めていきます。建設政策課(059-229-3194)</p>